

# 滋賀県公報

 令和6年(2024年)

 3月29日

 号外(1)日

 金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目

次 (※印は、県例規集に登載するもの)

 人規
 則

 ※滋賀県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課)
 1

 ※滋賀県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則(人事課)
 5

 ※滋賀県職員の標準的な職に関する規則の一部を改正する規則(人事課)
 8

 ○ 訓
 令

 ※行幸啓室設置規程(人事課)
 8

 ※滋賀県副知事の担任事務に関する規程の一部改正(人事課)
 9

 ※滋賀県事務決裁規程の一部改正(人事課)
 9

 ※滋賀県職員服務規程の一部改正(人事課)
 10

 ※滋賀県特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正(人事課)
 10

則

滋賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第13号

# 滋賀県行政組織規則の一部を改正する規則

滋賀県行政組織規則(昭和51年滋賀県規則第16号)の一部を次のように改正する。

規

第4条第1項の表知事公室の款広報課の項中「広報係、報道係」を「広報基盤係、広報戦略係」に改め、同表総合 企画部の款企画調整課の項中「企画第二係」の右に「、企画第三係」を加え、同項の次に次のように加える。

高等教育振興課 県立大学係

第4条第1項の表総合企画部の款国際課の項を次のように改める。

国際課

交流係、多文化共生係

第4条第1項の表総務部の款私学・県立大学振興課の項を削り、同表文化スポーツ部の款文化財保護課の項中「記念物係、埋蔵文化財係」を「記念物・埋蔵文化財係」に改め、同表健康医療福祉部の款健康福祉政策課の項中「総務係」の右に「、医療福祉拠点整備係」を加え、同款健康危機管理課の項中「、医療調整係、調査・検査係」を削り、同款健康寿命推進課の項中「健康寿命推進課」を「健康しが推進課」に改め、「健康づくり係」の右に「、共創推進係」を、「がん・疾病対策係」の右に「、健康科学情報係」を加え、同款子ども・青少年局の項を削り、同款の次に次のように加える。

子ども若者部	子ども若者政策・ 私学振興課	総務・青少年係、企画調整係、子ども未来戦略係、私学振興係
	子どもの育ち学び	
	支援課	
	子育て支援課	子育て支援係、保育係、母子保健係
	子ども家庭支援課	家庭支援係、虐待・非行防止対策係

第4条第1項の表商工観光労働部の款商工政策課の項中「イノベーション・海外展開支援係」を「ビジネス振興・海外展開支援係」に改め、同項の次に次のように加える。

産業立地課産業立地推進係、産業用地開発係

第4条第1項の表商工観光労働部の款モノづくり振興課の項中「モノづくり振興課」を「イノベーション推進課」に、「次世代技術振興係」を「近未来技術・スタートアップ推進係」に改め、同表土木交通部の款技術管理課の項中「技術管理係」を「技術管理・支援係」に改め、同款砂防課の項を削り、同条第2項の表企画調整課の款広域政策・万博推進室の項中「広域政策・万博推進室」を「広域政策推進室」に改め、同表財政課の款財産活用推進室の項を次のように改める。

財産活用推進室財産管理係、財産活用係

第4条第2項の表健康寿命推進課の款および子ども・青少年局の款を削り、同表流域政策局の款河川・港湾室の項中「河川行政第一係、河川行政第二係」を「河港行政第一係、河港行政第二係」に改め、同款水源地域対策室の項の次に次のように加える。

砂防室 土砂災害防止係、事業係

第5条第2項の表管理課の項中「財務管理係、契約指導係」を「契約・財務指導係、会計事務改革係」に改める。 第6条の表総合企画部の部企画調整課の款第16号を次のように改める。

(16) 高等教育に関すること(他の部課の所掌に属するものを除く。)。

第6条の表総合企画部の部企画調整課の款広域政策・万博推進室の項中「広域政策・万博推進室」を「広域政策推進室」に改め、同項第5号を削り、同款の次に次のように加える。

高等教育振興課	(1)	課内の庶務に関すること。
	(2)	公立大学法人滋賀県立大学に関すること。
	(3)	公立大学法人評価委員会に関すること。
	(4)	県立の高等教育機関に関すること。

第6条の表総務部の部総務課の款第1号中「および私学・県立大学振興課」を削り、同部私学・県立大学振興課の 款を削り、同部総務事務・厚生課の款第2号中「(湖東健康福祉事務所および高島健康福祉事務所を除く。)」を削 り、「および公文書館」を「、公文書館および北川水源地域振興事務所」に改め、同表文化スポーツ部の部文化芸術 振興課の款美の魅力発信推進室の項に次の1号を加える。

(3) 博物館法の施行に関すること。

第6条の表琵琶湖環境部の部自然環境保全課の款中第5号および第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を第6号とし、同表健康医療福祉部の部医療政策課の款中第18号を第20号とし、第17号の次に次の2号を加える。

- (18) 地域保健師活動の指導に関すること。
- (19) 医療情報化の推進に関すること。

第6条の表健康医療福祉部の部健康危機管理課の款第9号から第11号までを削り、同部健康寿命推進課の款中「健康寿命推進課」を「健康しが推進課」に改め、同款第3号中「の事業調整」を「に係る総合的な企画および調整」に改め、同款中第17号を削り、第18号を第17号とし、同款に次の2号を加える。

- (18) リハビリテーションの推進に関すること。
- (19) 健康施策の推進に係るデータの分析および活用に関すること。

第6条の表健康医療福祉部の部健康寿命推進課の款健康しが企画室の項を削り、同部障害福祉課の款第20号および 第21号中「こと」の右に「(他の部課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同部医療保険課の款第10号を削り、 同部子ども・青少年局の款を削り、同部の次に次のように加える。

#### 子ども若者部

# 

所掌に属するものを除く。)。

部課の所掌に属するものを除く。)。

(10) 学校法人および私立学校の支援および指導に関すること(他の

	(11) 私学関係団体に関すること。
	(12) 私立学校審議会に関すること。
	(13) 専ら外国人の子どもを対象とした教育施設の支援に関するこ
	٤.
	(14) その他部内の他の課の所掌に属さない事項
子どもの育ち学び	(1) 課内の庶務に関すること。
支援課	(2) 子どもの教育と福祉の連携の推進に関すること。
又1友味	(3) 総合教育会議に関すること。
	(4) 子どもの自殺対策に関すること。
	(5) 子どものひきこもり対策に関すること。
	(6) 子ども・子育て応援センターに関すること。
	(7) 教育の支援に関すること(他の部課の所掌に属するものを除
	<ol> <li>(a)</li> </ol>
子育て支援課	(1) 課内の庶務に関すること。
	(2) 子育て支援に係る総合的な企画および調整に関すること。
	(3) 子育て支援に関すること。
	(4) 保育に関すること。
	(5) 認定こども園に関すること。
	(6) 児童の健全育成に関すること。
	(7) 保育人材の確保に関すること。
	(8) 保育所、幼保連携型認定こども園および児童厚生施設の整備およ
	び運営指導に関すること。
	(9) 滋賀県社会福祉審議会児童福祉専門分科会に関すること(保育に
	係るものに限る。)。
	(10) 児童手当に関すること。
	(11) 母子保健対策に関すること。
子ども家庭支援課	(1) 課内の庶務に関すること。
	(2) 子どもの貧困対策の企画および総合調整に関すること。
	(3) 母子、寡婦および父子家庭の福祉に関すること。
	(4) 児童扶養手当および特別児童扶養手当に関すること。
	(5) 児童委員および主任児童委員に関すること。
	(6) 滋賀県青少年の健全育成に関する条例の施行に関すること。
	(7) 青少年の立ち直り支援に関すること。
	(8) 子どもの権利擁護に関すること。
	(9) 児童虐待防止対策の企画および総合調整に関すること。
	(10) 子ども家庭相談センター、子ども家庭相談室および淡海学園に
	関すること。
	(11) 滋賀県社会福祉審議会児童福祉専門分科会に関すること(保育
	に係るものを除く。)。
the transfer of the state of th	

第6条の表商工観光労働部の部商工政策課の款中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の1 号を加える。

(13) 産学官連携の推進に関すること(他の部課の所掌に属するものを除く。)。

第6条の表商工観光労働部の部商工政策課の款の次に次のように加える。

産業立地課	(1) 産業立地の促進および総合調整に関すること。				
	(2) 工場の適正配置および工業基盤の整備促進に関すること(他の部				
	課の所掌に属するものを除く。)。				
	③ 産業用地の開発に関すること。				
	⑷ 物流基盤の整備推進に関すること(他の部課の所掌に属するもの				
	を除く。)。				

第6条の表商工観光労働部の部モノづくり振興課の款中「モノづくり振興課」を「イノベーション推進課」に改め、

同款第2号を次のように改める。

(2) イノベーションの推進に関すること(他の部課の所掌に属するものを除く。)。

第6条の表商工観光労働部の部モノづくり振興課の款第7号中「技術開発の」の右に「企画および」を加え、同款 第8号から第10号までを次のように改める。

- (8) 技術開発に係る産学官連携の推進に関すること。
- (9) 起業および創業の支援に関すること。
- (10) スタートアップの発掘および育成に関すること。
- 第6条の表土木交通部の部監理課の款用地対策室の項に次の1号を加える。
- (10) 公共事業の施行に伴う用地取得等の支援に関すること。
- 第6条の表土木交通部の部技術管理課の款に次の1号を加える。
- (13) 土地造成事業等における積算、工事監督、検査業務等の技術的支援に関すること。

第6条の表土木交通部の部砂防課の款を削り、同部建築課の款建築指導室の項第17号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同部流域政策局の款に次のように加える。

砂防室	(1) 砂防指定地、地すべり防止区域および急傾斜地崩壊危険区域の指
100至	
	定に関すること。
	② 砂防指定地および砂防設備、地すべり防止区域(国土交通省の所
	管に属するものに限る。) および地すべり防止施設ならびに急傾斜
	地崩壊危険区域および急傾斜地崩壊防止施設の管理に関すること。
	③ 砂利採取計画 (流域政策局河川・港湾室の所掌に属するものを除
	く。)および岩石の採取計画に関すること。
	⑷ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する
	法律の施行に関すること。
	(5) 砂防の調査および計画に関すること。
	(6) 砂防設備の工事の執行に関すること。
	(7) 総合土砂災害対策に関すること。
	(8) 地すべり防止および急傾斜地崩壊防止の調査、計画および工事の
	執行に関すること。
	(9) 砂防災害および砂防災害関連の工事の執行に関すること。
	(10) 障害防止工事(土木交通部の所管に属するものに限る。) の調
	査、計画および工事の執行に関すること。

第6条の表会計管理局の部管理課の款中第23号を第24号とし、第15号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

(11) その他砂防に関すること。

(15) 会計事務改革の推進に関すること。

第8条第2項の表に次のように加える。

日野子ども家庭相談センター

総務調整係、相談第一係、相談第二係、虐待対応係、心理支 援係、保護係

第9条の表子ども家庭相談センターの款第11号および第12号中「大津・高島子ども家庭相談センター」の右に「および日野子ども家庭相談センター」を加え、同表土木事務所の款管理調整課の項第33号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第11条の表近江学園の款中「自立支援係」を「支援第四係、支援第五係、地域支援係」に改める。

別表第6項第7号を削り、同表中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次のように加える。

7 子ども若者部所属

(1) 滋賀県立淡海学園

甲 賀 市

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に次の表の左欄に掲げる部課の参事、総括補佐、主幹、 副主幹もしくは主査または課付を命ぜられている者は、この規則の施行の際、別に発令のない限り、それぞれ当該 右欄に掲げる部課の参事、総括補佐、主幹、副主幹もしくは主査または課付を命ぜられたものとする。

総務部私学・県立大学振興課	総合企画部高等教育振興課
健康医療福祉部健康寿命推進課	健康医療福祉部健康しが推進課
商工観光労働部モノづくり振興課	商工観光労働部イノベーション推進課

- 3 施行日の前日に前項の表の左欄に掲げる部課に勤務を命ぜられている者は、この規則の施行の際、別に発令のない限り、それぞれ当該右欄に掲げる部課に勤務を命ぜられたものとする。
- 4 施行日の前日に次の表の左欄に掲げる職を命ぜられている者は、この規則の施行の際、別に発令のない限り、それぞれ当該右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

総合企画部企画調整課広域政策・万博推進室参事	総合企画部企画調整課広域政策推進室参事
土木交通部流域政策局河川・港湾室河川行政第二係長	土木交通部流域政策局河川・港湾室河港行政第二係長
会計管理局管理課契約指導係長	会計管理局管理課契約・財務指導係長

(滋賀県財務規則の一部改正)

5 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)の一部を次のように改正する。

別表第1出納員の表第2条第2号に規定する課の部中「、私学・県立大学振興課」を削り、「森林政策課」の右に「、子ども若者政策・私学振興課、子ども家庭支援課」を加え、「および子ども・青少年局」を削る。

(滋賀県子ども若者審議会規則の一部改正)

- 6 滋賀県子ども若者審議会規則(平成25年滋賀県規則第61号)の一部を次のように改正する。 第7条中「健康医療福祉部子ども・青少年局」を「子ども若者部子ども若者政策・私学振興課」に改める。 (滋賀県青少年の健全育成に関する条例施行規則の一部改正)
- 7 滋賀県青少年の健全育成に関する条例施行規則(昭和53年滋賀県規則第10号)の一部を次のように改正する。 第6条第1号中「健康医療福祉部子ども・青少年局」を「子ども若者部子ども家庭支援課」に改める。 (滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例施行規則の一部改正)
- 8 滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例施行規則(平成2年滋賀県規則第47号)の一部を次のように改正する。

第24条中「商工観光労働部モノづくり振興課」を「商工観光労働部イノベーション推進課」に改める。 (滋賀県教育振興基本計画審議会規則の一部改正)

9 滋賀県教育振興基本計画審議会規則(平成25年滋賀県規則第81号)の一部を次のように改正する。 第7条中「総務部私学・県立大学振興課」を「子ども若者部子ども若者政策・私学振興課」に改める。

滋賀県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第14号

#### 滋賀県事務委任規則の一部を改正する規則

滋賀県事務委任規則(昭和55年滋賀県規則第10号)の一部を次のように改正する。

第6条第19号中「、介護医療院サービスおよび介護療養施設サービス」を「および介護医療院サービス」に改め、「および指定介護療養型医療施設」を削り、同条第20号および第22号中「ならびに介護医療院および指定介護療養型医療施設」を「および介護医療院」に改め、同条第23号中「および指定介護療養型医療施設」を削り、同条第24号から第28号までおよび第35号から第39号までの規定中「ならびに介護医療院および指定介護療養型医療施設」を「および介護医療院」に改め、同条第42号中「および指定介護療養型医療施設」を削る。

第7条第40号中「同条第10項」の右に「および同法第44条の9第1項」を、「場合」の右に「ならびに同法第53条第1項において適用する場合」を加え、同条第41号中「同条第7項」の右に「および同法第44条の9第1項」を、「場合」の右に「ならびに同法第53条第1項において適用する場合」を加え、「同条第2項」を「同法第13条第2項」に改め、同条第42号中「第14条第2項」の右に「(同法第44条の9第1項において準用する場合および同法第53条第1項において適用する場合を含む。)」を加え、同条第42号の2中「第14条第8項」の右に「(同法第44条の9第1項において準用する場合および同法第53条第1項において適用する場合を含む。)」を加え、同条第43号中「第15条の2第1項」の右に「(同法第44条の9第1項において適用する場合を含む。)」を加え、同条第43号の2中「第15条第3項」の右に「(同法第44条の9第1項において準用する場合および同法第53条第1項において準用する場合およ

び同法第53条第1項において適用する場合を含む。)」を加え、同条第43号の2の2中「第15条第8項」の右に「(同 法第44条の9第1項において準用する場合および同法第53条第1項において適用する場合を含む。)」を加え、同条 第43号の2の3中「第15条第10項」の右に「(同法第44条の9第1項において準用する場合および同法第53条第1項 において適用する場合を含む。)」を加え、同条第43号の2の4中「第15条第11項」の右に「(同法第44条の9第1 項において準用する場合および同法第53条第1項において適用する場合を含む。)」を加え、同条第43号の2の5中 「場合」の右に「、同法第44条の9第1項において準用する場合および同法第53条第1項において適用する場合」を 加え、同条第43号の3中「第16条の3第1項」の右に「(同法第44条の9第1項において準用する場合および同法第53 条第1項において適用する場合を含む。)」を加え、「第44条の7第1項」を「第44条の11第1項」に改め、同条第43 号の4中「第16条の3第3項」の右に「(同法第44条の9第1項において準用する場合および同法第53条第1項にお いて適用する場合を含む。)」を加え、「第44条の7第3項」を「第44条の11第3項」に改め、同条第43号の5中「第 44条の7第9項」を「第44条の9第1項および第44条の11第9項」に改め、「場合」の右に「ならびに同法第53条第 1項において適用する場合」を加え、同条第43号の6中「第44条の7第9項」を「第44条の9第1項および第44条の11 第9項」に改め、「場合」の右に「ならびに同法第53条第1項において適用する場合」を加え、同条第44号中「第17条 第1項」および「第17条第2項」の右に「(同法第44条の9第1項において準用する場合および同法第53条第1項に おいて適用する場合を含む。)」を加え、同条第45号中「第18条第1項」の右に「(同法第44条の9第1項において 準用する場合および同法第53条第1項において適用する場合を含む。)」を加え、「同条第4項」を「同法第18条第 4項(同法第44条の9第1項において準用する場合および同法第53条第1項において適用する場合を含む。) 」に改 め、同条第46号中「および第2項」の右に「ならびに第44条の9第1項」を、「場合」の右に「ならびに同法第53条 第1項においてこれらの規定を適用する場合」を加え、同条第47号中「および第2項」の右に「ならびに第44条の9 第1項」を、「場合」の右に「ならびに同法第53条第1項において適用する場合」を加え、同条第48号中「および第 2項」の右に「ならびに第44条の9第1項」を、「場合」の右に「ならびに同法第53条第1項において適用する場合」 を加え、同条第48号の2中「第44条の3の2第6項」を「第44条の3の5第6項」に、「第50条の3第6項」を「第50 条の6第6項」に改め、「場合」の右に「、同法第44条の9第1項において準用する場合ならびに同法第53条第1項 において適用する場合」を加え、同条第48号の3中「第44条の3の2第6項」を「第44条の3の5第6項」に、「第50 条の3第6項」を「第50条の6第6項」に改め、「場合」の右に「、同法第44条の9第1項において準用する場合な らびに同法第53条第1項において適用する場合」を加え、同条第48号の4中「第26条の4第1項」の右に「(同法第44 条の9第1項において準用する場合および同法第53条第1項において適用する場合を含む。)」を加え、同条第48号 の5中「第26条の4第3項」の右に「(同法第44条の9第1項において準用する場合および同法第53条第1項におい て適用する場合を含む。)」を加え、同条第49号中「第27条第1項」および「第27条第2項」の右に「(同法第44条 の9第1項において準用する場合および同法第53条第1項において適用する場合を含む。)」を加え、同条第50号中 「第28条第1項」および「第28条第2項」の右に「(同法第44条の9第1項において準用する場合および同法第53条 第1項において適用する場合を含む。)」を加え、同条第51号中「第29条第1項」および「第29条第2項」の右に「(同 法第44条の9第1項において準用する場合および同法第53条第1項において適用する場合を含む。)」を加え、同条 第52号中「第30条第1項」および「第30条第2項」の右に「(同法第44条の9第1項において準用する場合および同 法第53条第1項において適用する場合を含む。)」を加え、同条第53号中「第31条第1項」および「第31条第2項」 の右に「(同法第44条の9第1項において準用する場合および同法第53条第1項において適用する場合を含む。)」 を加え、同条第54号中「第32条第1項」および「第32条第2項」の右に「(同法第44条の9第1項において準用する 場合および同法第53条第1項において適用する場合を含む。)」を加え、同条第55号中「第33条」の右に「(同法第44 条の9第1項において準用する場合および同法第53条第1項において適用する場合を含む。)」を加え、同条第55号 の2中「第35条第1項」の右に「(同法第44条の9第1項において準用する場合および同法第53条第1項において適 用する場合を含む。)」を加え、同条第55号の2の2中「(同法」の右に「第44条の9第1項および」を、「場合」 の右に「ならびに同法第53条第1項において適用する場合」を加え、同条第55号の2の3中「(同法」の右に「第44条 の9第1項および」を、「場合」の右に「ならびに同法第53条第1項において適用する場合」を加え、同条第55号の 2の4中「第37条第1項」の右に「(同法第44条の9第1項において準用する場合および同法第53条第1項において 適用する場合を含む。)」を加え、同条第55号の2の5中「第37条の2第1項」の右に「(同法第44条の9第1項に おいて準用する場合および同法第53条第1項において適用する場合を含む。)」を加え、「同条第3項」を「同法第37 条の2第3項(同法第44条の9第1項において準用する場合および同法第53条第1項において適用する場合を含む。)」 に改め、同条第55号の3中「第43条第1項」の右に「(同法第44条の9第1項において準用する場合および同法第53条 第1項において適用する場合を含む。)」を加え、同条第55号の3の2中「第44条の3第1項および第2項」の右に 「(同法第44条の9第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)」を、「求め」の右に「(同法第44条の

3第2項および第50条の2第2項に規定する宿泊施設に係るものを除く。)」を加え、同条第55号の3の3中「第44条の3の2第3項」を「第44条の3の5第3項(同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。)」に、「第50条の3第3項」を「第50条の6第3項」に改め、同条第55号の3の4中「第44条の3の3」を「第44条の3の6(同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。)」に、「第50条の4」を「第50条の7」に改め、同条第55号の5中「第56条第1項」の右に「(同法第44条の9第1項において準用する場合および同法第53条第1項において適用する場合を含む。)」を加える。

第9条第32号の2の次に次の1号を加える。

図の3 同法第53条第2項の規定による必要な報告の徴収等、立入調査および質問(牛肉に係るものに限る。)

第16条第89号から第91号までの規定中「砂防課」を「流域政策局」に改め、同条第112号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「および第137条の16第2号」を「、第137条の12第6項および第7項ならびに第137条の16第2号」に、「移転」を「大規模の修繕または大規模の模様替に係る認定、移転」に改め、同条第113号および第188号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同条第189号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に改め、同条第197号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に改め、同条第197号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律がの上等に関する法律第34条第1項」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」に改め、同条第198号、第199号および第202号から第204号までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」に改め、同条第198号、第199号および第202号から第204号までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に改める。

#### 付 訓

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

\_\_\_\_\_\_

滋賀県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第15号

#### 滋賀県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県職員の職の設置に関する規則(昭和49年滋賀県規則第22号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表主席参事の項の次に次のように加える。

主席企画員 企画調整課 課の事務のうち、課長が指定する事務を掌理する。

第3条第1項の表理事員の項中「を掌理する」を「に参画する」に改め、同表副参事の項の次に次のように加える。

専門幹 必要と認める課 課等の事務のうち、課長等が指定する専門的な事務を処理する。

第3条第1項の表審議員の項中「を掌理する」を「に参画する」に改め、同表子ども・青少年局長の項を削り、同表広域政策・万博推進室長の項中「広域政策・万博推進室長」を「広域政策推進室長」に、「広域政策・万博推進室の」を「広域政策推進室の」に改め、同表健康しが企画室長の項、子ども未来戦略室長の項、子育て支援室長の項および家庭支援推進室長の項を削り、同表水源地域対策室長の項の次に次のように加える。

砂防室長 流域政策局 局長の指揮監督を受け、砂防室の事務を掌理する。

第3条第1項の表参事員の項中「事務を掌理する」を「困難な事務に参画する」に改める。

第4条の表副参事の項の次に次のように加える。

専門幹 必要と認める地 当該機関の事務のうち、当該機関の長が指定する専門的な事務を 方行政機関 処理する。

第5条の表副参事の項の次に次のように加える。

専門幹 必要と認めるそ 当該機関の事務のうち、当該機関の長が指定する専門的な事務を の他の機関 処理する。

第5条の表審議員の項を削る。

#### 付 則

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の目前から理事員または審議員の職を命ぜられ、この規則の施行の日に引き続き当該職を命ぜられた者に係る理事員または審議員の職務については、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

------

滋賀県職員の標準的な職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 滋賀県規則第16号

#### 滋賀県職員の標準的な職に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県職員の標準的な職に関する規則(平成28年滋賀県規則第60号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中「、子ども・青少年局長」を削り、「工業技術総合センター、ここ滋賀」を「ここ滋賀」に改め、「原子力防災室長」の右に「、主席企画員」を加え、「、財産活用推進室長」および「、子ども未来戦略室長、子育て支援室長、家庭支援推進室長」を削り、「および河川・港湾室長」を「、河川・港湾室長、水源地域対策室長および砂防室長」に、「東北部工業技術センター、男女共同参画センターおよび畜産技術振興センター」を「工業技術総合センター、東北部工業技術センターおよび畜産技術振興センター」に、「広域政策・万博推進室長」を「広域政策推進室長」に改め、「地域DX連携推進室長」の右に「、財産活用推進室長」を加え、「、健康しが企画室長」を削り、「、建築指導室長、水源地域対策室長および理事員」を「および建築指導室長」に、「自動車税事務所、西部・南部森林整備事務所」を「西部・南部森林整備事務所」に改め、「平和祈念館」の右に「、男女共同参画センター」を加え、「、家畜保健衛生所の家畜検査センター所長」を削り、「および審議員」を「、理事員および審議員」に、「および副参事」を「、副参事および専門幹」に、「環境事務所、甲賀森林整備事務所、中部森林整備事務所」を「自動車税事務所、環境事務所、甲賀森林整備事務所」に改め、「次長、家畜保健衛生所の」の右に「家畜検査センター所長および」を加え、

Γ	副参事	を
Γ	副参事および専門幹	に改める

#### 付 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前から理事員の職を命ぜられ、この規則の施行の日に引き続き当該職を命ぜられた者に係る 理事員の職の標準的な職については、改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

|

#### 滋賀県訓令第1号

行幸啓室設置規程を次のように定める。

令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

#### 行幸啓室設置規程

(設置)

第1条 行幸啓、行啓およびお成りに係る業務を円滑に行うため、総務部に行幸啓室(以下「室」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 室の所掌事務は、第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会に係る行幸啓、行啓および お成りに関することとする。

(職の設置)

- 第3条 室に室長を置き、その職にある者は、上司の命を受けて室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 2 前項に定めるもののほか、室に滋賀県職員の職の設置に関する規則(昭和49年滋賀県規則第22号)第3条または第6条に定めるところにより、必要な職を置く。この場合において、同規則第3条の表(課長の項を除く。)中「課等」とあり、「課」とあるのは「室」と、「課長」とあるのは「室長」と読み替えるものとする。
- 3 前2項に定める職には、職員のうちからそれぞれ知事が任命する。

(事務決裁)

- 第4条 室の事務の決裁については、滋賀県事務決裁規程(昭和55年滋賀県訓令第1号)の定めるところによる。この場合において、同訓令中「課長」とあるのは、「室長」と読み替えるものとする。
- 第5条 室の庶務は、総務部人事課において処理する。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

\_\_\_\_\_

#### 滋賀県訓令第2号

滋賀県副知事の担任事務に関する規程(令和4年滋賀県訓令第39号)の一部を次のように改正する。 令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

第1条第2号ウ(7)中「ならびに教育行政(高等教育に係るものに限る。次号において同じ。)」を削り、同号ウ(4)中「および人権施策推進課」を「、人権施策推進課およびDX推進課」に改め、同号エ中「(私学・県立大学振興課に関することを除く。)」を削り、同条第3号(7)中「ならびに教育行政」を削り、同号(7)中「高専設置準備室」を「高等教育振興課」に改め、「、DX推進課」を削り、同号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、ウの次に次のように加える。

エ 子ども若者部に関すること。

#### 付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

\_\_\_\_\_

#### 滋賀県訓令第3号

滋賀県事務決裁規程(昭和55年滋賀県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

第2条第8号中「、子ども・青少年局長」を削る。

第9条第1項の表本庁の部課長の項中「、子ども・青少年局にあつては当該事項を担当する室長」を削る。

別表(1)本庁共通決裁事項の表21の部22の項中「地方公務員の育児休業等に関する法律」を「職員の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の2の規定に基づく修学部分休業および同法第26条の3の規定に基づく高齢者部分休業ならびに地方公務員の育児休業等に関する法律」に改め、「職員の」を削り、同表26の部中5の項を6の項とし、2の項から4の項までを1ずつ繰り下げ、1の項の次に次のように加える。

2 1の	うち軽易なもの	財政課長	決裁区分は、別表
			③本庁における収
			支に関する決裁事
			項に掲げるところ
			による。

別表(2)地方機関共通決裁事項の表74の項中「地方公務員の育児休業等に関する法律第9条」を「職員の地方公務員 法第26条の2の規定に基づく修学部分休業および同法第26条の3の規定に基づく高齢者部分休業ならびに地方公務員 の育児休業等に関する法律第19条」に改め、「職員の」を削る。

別表(3)本庁における収支に関する決裁事項アの表5の項中「寄附物品の採納」を「公有財産または物品の寄附受納」 に改める。

別表(4)地方機関における収支に関する決裁事項アの表5の項を同表6の項とし、同表4の項の次に次のように加える。

5 寄附金(負担付き寄附金	所長	所長	所長	機関の長	
の収入および公有財産また					
は物品の寄附受納を除き、					
1件100万円未満のものに					
限る。)					

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

## 滋賀県訓令第4号

滋賀県職員服務規程(昭和28年滋賀県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

第29条第2号中「大津・高島子ども家庭相談センター」の右に「、日野子ども家庭相談センター」を加える。

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

#### 滋賀県訓令第5号

滋賀県特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程(令和元年滋賀県訓令第2号)の一部を次のよう に改正する。

令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大

別表(3)の項中「子ども・青少年局」を「子育て支援課」に改め、同表中(8)の項を(9)の項とし、(4)の項から(7)の項ま でを1項ずつ繰り下げ、③の項の次に次のように加える。

(4) 子どもの育ち学び支援課における子ども・子育て応援センター事業実施規程(平成18年滋 賀県訓令第46号) 第3条に規定する業務に関し、他の会計年度任用職員に対して行う指導お よび助言に関する業務

259,000

#### 付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。